

事務連絡
令和5年5月12日

各社会福祉施設等管理者 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症に係るサーベイランスの実施について（依頼）

平素より都の感染症対策に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

標記の件について、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の類型が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定される5類感染症に変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の集団発生等があった場合の保健所への報告及び保健所の調査への御協力につき、下記のとおり依頼いたします。

つきましては、業務御多忙の折誠に恐縮ですが、内容について御確認、御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症発生報告（集団発生・臨時休業報告）

社会福祉施設等の施設長は、次に該当する場合、速やかに施設の所在地を所管する保健所に報告を行ってください。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2 保健所による調査（積極的疫学調査）

発生報告を受けた保健所は、感染拡大防止を目的とし、必要に応じ、発生の状況等を把握するため当該施設に調査への協力依頼を行いますので、情報提供（利用者数、有症者の症状、施設全体の状況等）に御協力をお願いします。

3 開始時期

2023年第19週（令和5年5月8日から5月14日まで）から

4 添付資料

「社会福祉施設におけるクラスター（集団発生）サーベイランスについて」

5 問合せ

新型コロナウイルス感染症の集団発生時の対応や本サーベイランスの詳細については、所在地を管轄する保健所にお問合せください。

6 その他

- (1) 集団発生時におけるウイルス検査（クラスターサーベイランス）については、方針決定次第、別途連絡いたします。
- (2) クラスターサーベイランスとしてウイルス検査を実施する場合は、東京都健康安全研究センターにおいて、遺伝子検査等を実施することになります。
詳細については、方針決定後、別途通知いたします。

【問合せ先】

東京都福祉保健局感染症対策部
防疫・情報管理課 防疫担当
電話番号：03-5320-4088